

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に入社し、クレーンオペレーターとして移動式クレーンの運転操作業務に従事していた。

請求人によれば、請求人の乗務していたクレーンの機種が平成〇年〇月頃に変更されたが、新機種に乗務するようになって1年後あたりから、右足のふくらはぎに、こむら返りが起きるようになり、痺れの症状も現れ、その後、痛みがひどくなった。そのため、平成〇年〇月〇日、B整形外科に受診し、「腰部脊柱管狭窄症、両下肢けいれん」と診断されたが、症状が改善せず、その後複数の医療機関に受診した後、平成〇年〇月〇日、C外科に受診し「腰部、右殿部下肢筋筋膜性疼痛症候群」と診断された。

請求人は、腰部等の痛みを発症したのは乗務していたクレーンの運転席が狭いため、右足大腿が座席から浮いた状態でアクセル操作を行わざるを得なかったことが原因であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の腰部痛等は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、乗務していた移動式クレーンの機種が変更され、その運転席の寸法が請求人の体型と合わないため、右下肢下腿部の疼痛、しびれ、こむら返りが生じるようになり、さらに腰痛を発症したが、これらは業務に起因するとは考えられないと主張するので、以下について検討する。

(1) 請求人は、上記各症状の発現後、複数の医療機関に受診したが、その診断による傷病名は、

ア 腰部脊柱管狭窄症 (B 整形外科)

イ 腰部椎間板症 (D 整形外科)

ウ 腰部椎間板ヘルニア (E 病院、F 病院、G 整形外科)

エ 腰部、右殿部下肢筋筋膜性疼痛症候群 (C 外科)

であり、また、鑑定医であるH病院I医師は、「腰椎椎間板変性症 (あるいは腰部脊柱管狭窄症)」と診断していることが認められる。これらのうち、筋膜性疼痛症候群は、単に筋膜における疼痛という症状を言い換えたものであり、そもそもその病因については現在のところ医学的に確立した見解がなく、したがって請求人の症状と請求人の業務との間の因果関係を証明するに足る客観的な根拠は見出すことができない。

したがって、業務との因果関係を考える上では、請求人のX線画像及びMRI画像からみて腰椎椎間板変性症ないし腰部脊柱管狭窄症について検討するこ

ととする。

- (2) まず、請求人の両下肢のしびれ、痛み、腰痛の原因についてみるに、提出された資料からは災害によるものとは認められない。したがって、請求人が主張する傷病はいわゆる非災害性腰痛及びそれに付随する症状と認められる。このため、それが業務に起因するか否かについて、判断の要件として引用する「業務上腰痛の認定基準等について」に照らし検討すると、請求人の非災害性腰痛は、機種変更後の移動式クレーンに乗務してからおよそ1年半程度で出現していることから、比較的短期間経過後に発症したものと認められる。

請求人は、座席の寸法が自分の体型に合わなかったと繰り返し主張するが、監督署職員による実地調査で示された同僚の証言やキャビン・運転シート寸法一覧表を見ると、確かに、必ずしも座り心地が良く、作業が容易であったとまではいうことができないにせよ、当該移動式クレーンの運転作業が客観的に見て腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢を必要としたとは考えられず、さらに、請求人は、クレーンの運転席の背もたれが倒せないことも腰痛等の原因と平成〇年〇月〇日開催の公開審理において述べているが、座席の後ろに弁当箱、水筒、カップ、長靴などの私物を置いたために背もたれが倒せなかったのものであって、運転席の構造が不適切であったとは認められない。また、請求人の行っていたクレーンの運転作業が、長時間にわたって腰部の伸展を行うことができない同一作業姿勢を持続せざるを得ない業務であったとも認められない。したがって、当審査会も請求人が主張する腰痛及びこれに付随する症状が明らかに業務に起因するものとは認めることができないと判断する。

- (3) これに加えて、業務上の腰痛は、適切な治療によれば、通常ほぼ、3ないし4か月以内にその症状が軽快するのが一般的とされており、特に症状の回復が遅延する場合でも、1年程度の治療で消退または固定すると考えられている。しかしながら、請求人は、平成〇年〇月〇日開催の公開審理において、退職（平成〇年〇月）後2年経過した現在でも「余りにも症状が改善されない」、「痛みとしびれは常時感じている」と述べ、さらに、「今ある症状は、左腰部の筋肉のこり」であるとして、右下肢のみであった当初の症状より部位が左下肢に拡大している旨述べている。このことは請求人の腰痛等の症状を業務に起因すると考えるには医学的に不自然であり、よって、請求人の業務と腰痛及びこれに付随する症状との間には相当因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のおりであるので、本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。